

台北市政府衛生下水道工程処

【訪問先】 台北市政府工務局衛生下水道工程処

【所在地】 台北市大同區酒泉街235号
Tel: 02-2597-3183

【訪問日】 2004年9月24日（金）午前

【面会者】 李 四川（處長）、盧 朝陽（副總工程司）、陳 永輝（副總工程司）、
許 乃欽（主任秘書）、他

【同行者】 荏原開立 莊 總經理、同 潘 副理（通訳）

1. はじめに

台湾訪問3日目の24日は、台北市の下水道工程処を訪問した。訪問先を紹介していただいた荏原開立の莊、潘両氏と共にバスでホテルを出発し、朝のラッシュの中を約30分で目的地に到着した。下水道工程処では李所長のあいさつがあり、続いて萩原団長から当工業会の紹介と今回の訪問の目的などを説明した。その後、隣接する迪化下水処理場の上部公園施設（地下処理施設の機械設備は未施工）を見学した後、下水工程処で用意していただいた昼食をはさんで、質疑応答を行った。以下に、今回の訪問によって得られた台北市の下水道事情について報告する。

2. 台北市下水道マスタープランと下水道普及率

台北市では、1972年に計画した台北地域の

下水道計画マスタープランに基づいて下水道の計画を進めており、その基礎となるマスタープランの概要データは以下の通りとなっている。

計画総面積：9万4千ha（台北市12地域、
台北市郊外14地区及び基隆市
1地域）

計画下水道区域面積：2万5千ha

目標年度：2020年

処理対象人口：640万人

計画水量：250,000 m³/日

この結果、現在の台湾での下水普及率は以下の値になっている。

台湾全体：10.9%（2003年現在）

台北市：70.16%（2004年現在）

高雄市：32.6%（2004年現在）



台北市政府衛生下水道工程処 李所長



あいさつする萩原団長と通訳する潘氏

3. 台湾における下水道行政について

台湾では下水道関連をまとめている省庁として行政院内政部營建署がある。この省庁は、日本でいう下水道法及びその他法律の運用に関する管轄を担っており、その関連組織として、台北市下水工程処・高雄市下水工程処・水利局下水道課が存在し各地域の下水道行政実務を担っている。

4. 台北市下水道計画の詳細

台北市政府はマスタープランに基づき「台北市汚水下水道初期実施法案」を策定し、1975年より1986年まで二期に分け整備を行ってきた。その後の経済成長等を勘案し、1986年に「台北市汚水下水道系統計書」を見直し、積極的に二次下水管の接続に努め、1998年に

主に下水道の維持管理を積極的に進めることを計画した「台北市汚水下水道後継発展方案」に基づき整備を行っている。

なお、上記下水道計画を進めてきた結果、現在台北市には4つの下水処理場が稼動又は建設中である。

1) 民生汚水処理廠

設計水量：15,500 m³/日

最大処理能力：24,750 m³/日

計画流入水質：BOD 180 mg/L

SS 250 mg/L

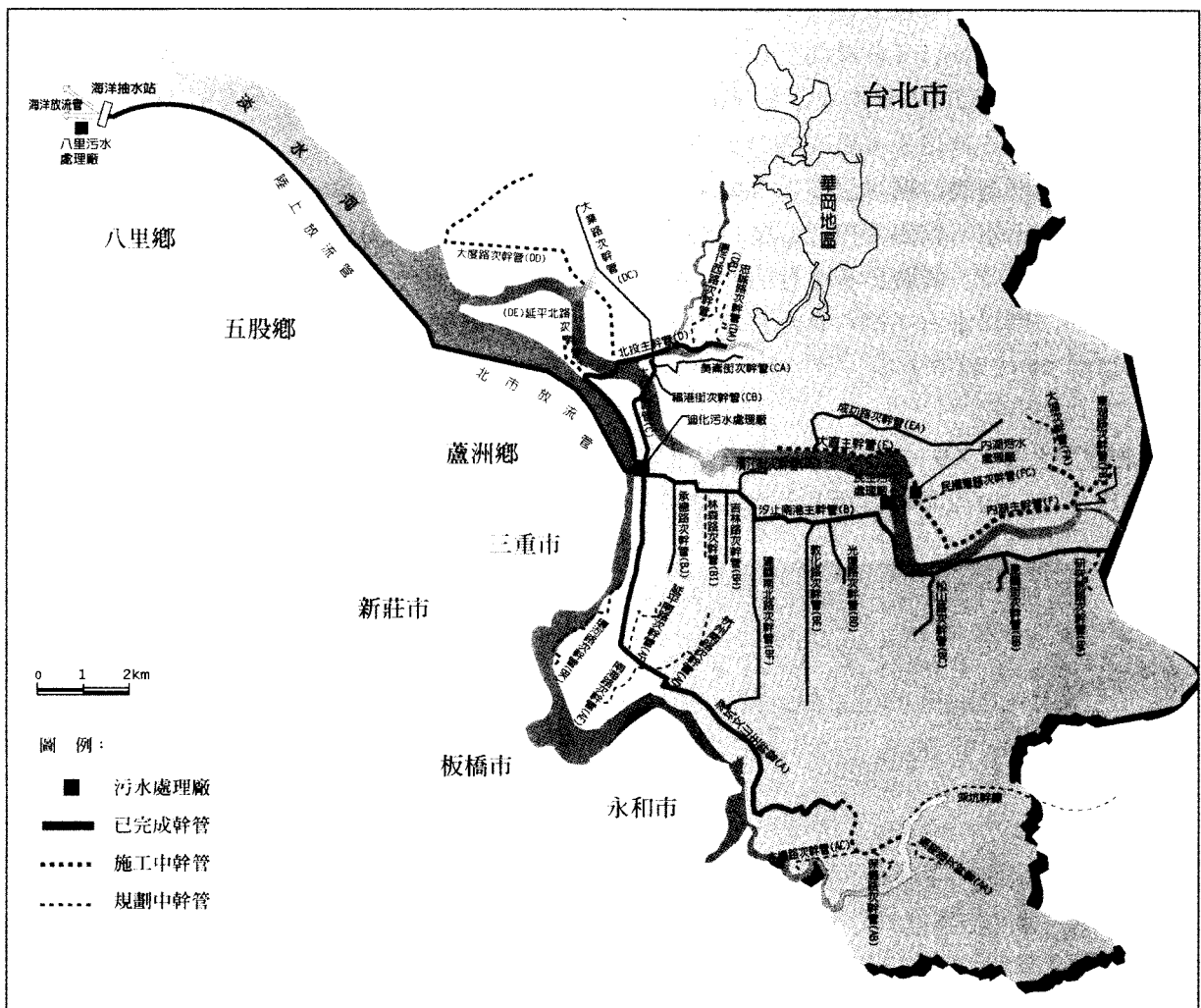
計画処理水質：BOD 25 mg/L

SS 25 mg/L

高度処理後：BOD 15 mg/L

SS 15 mg/L

【台北區汚水下水道系統圖】



2) 内湖汚水処理廠

設計水量：第一期150,000 m³/日
第二期240,000 m³/日

最大処理能力：480,000 m³/日
計画流入水質：BOD 185 mg/L
SS 190 mg/L

計画処理水質：BOD 20 mg/L
SS 20 mg/L

高度処理後：BOD 10 mg/L
SS 10 mg/L

3) 迪化汚水処理廠

設計水量：500,000 m³/日
計画流入水質：BOD 185 mg/L
SS 190 mg/LBOD₅ 180 mg/L
計画処理水質：BOD 20 mg/L
SS 20 mg/L

4) 八里汚水処理廠

設計水量：第一期1,320,000 m³/日
第二期1,980,000 m³/日
第三期3,300,000 m³/日
計画流入水質：BOD 185 ~ 191 mg/L、
SS 182 m ~ 204 mg/L
計画処理水質：BOD 130 ~ 134 mg/L、
SS 73 ~ 84 mg/L

この施設には、台北地区全ての下水を海洋放流する直径2.4 ~ 3.6 m×長さ6,660 m放流設備を有しており、汚水は一次処理（沈殿）後放流する。

なお、下水道は新開発地区では分流式となっているが、旧市街地では合流式がほとんどである。

5. 建設・維持費等財政について

現在、台北市の下水道及び終末処理場の建設費用は中央政府からの補助は無く、台北市政府予算で賄われている。一般家庭からの使用料金は水道水に下水処理料金が含まれており、水道水の使用量によって1m³当り5NT\$（約17円）の下水道使用料を自来水公司（水道局）より台北政府（市）に支払われている。ただし、この金額は台北政府の一般会計に組み込まれ、実際にこの収入のみで維持管

理費をバランスすることは難しいとのことである。

なお、し尿は1t当り83NT\$（約274円）で受け入れているとのことである。

6. 下水道未整備地区への対応

下水道が未整備地区に対しては、建築法で対応している。建築法では浄化槽を設置することを義務づけており、現在浄化槽もなく未処理になっている割合は1%程度である。

7. 台湾での下水道PFIの予定

高雄市においてBOTの案件が1件あったが、台北市においてはPFIで下水処理建設を行った実績は無い。しかし現在、中央政府の計画で6件のPFIの計画があり、その内3件が台北での案件である。

8. 所感

台北市の発展状況を改めて体感し、現在の台湾全体の下水道普及率が10%程度ということをお案すると、これから下水道の需要は多くあると推測できる。

その際、PFIの手法がごみ処理行政で現在運営されていることから、下水道普及に関してもPFI的手法で建設・サービスの向上を図っていくことは自然の流れと感じた。

（担当：関根、吉村、五木田）



迪化汚水処理廠附設運動公園正門前にて現地スタッフと一行（左より5人目が荏原開立 荘 総経理）